

2017年4月より各自治体で介護予防・日常生活支援総合事業が始まっています。これまでの専門的な介護サービスに加えて、地域住民自身が通いの場を開いたり、ホームヘルパー等の担い手となって高齢者の生活を支えていくという仕組みづくりを進めています。

今回は嬉野社会福祉センターで住民主体型の訪問型サービスの担い手養成研修が開催されましたのでお話を伺いました。

インタビュー

総合事業訪問型サービス 担い手養成研修



社会福祉協議会 在宅福祉サービス課
宮下るり子さん

総合事業訪問型サービスとは
どんなサービスですか？

担い手養成研修を受講した担い手が利用者の自宅に訪問し、調理や掃除など身の回りの生活支援などを行います。また、介護事業所による現行の介護サービスでは行うことができない大掃除や粗大ゴミの廃棄、草抜

きなどのお手伝いなども可能なサービスの種類ができたので、独居や高齢者のみでお住まいの人にとって大きな支援になると思います。

研修を修了した人はサービス提供事業所に登録し、事業所と調整しながら活動します。しかし、現状では担い手不足で活動が充分ではありません。高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるためには日々の生活に関わる支援がとても重要です。担い手になってみようと思われる人はぜひお問い合わせください。

どんな内容の研修ですか？

訪問型サービスはご自宅に入って活動をするので、守秘義務の重要性や各家庭で配慮すべき点を学ぶものです。高齢者の人との接し方について、なかでも認知症の人のケースはロールプレイを通じて実際に体験してもらうなど、現場の活動に必要な知識や

技術を身につけてもらえるような内容となっています。受講生の皆さんはとても意識が高く、意欲的です。自分にも何かできることはないかと思われた人、受講をお待ちしています。

また、各地域団体での研修会も開催します。地域ぐるみで高齢者の生活支援ができないだろうか？とお考えのところがありませんでしたら、お気軽にお問い合わせください。



【問】 社会福祉協議会 在宅福祉サービス課 ☎30-5689 高齢者支援課 地域包括支援係 ☎53-4099